

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項又は第五十一条の第十四第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十六年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	指定年月 日
特定非営利 活動法人あ けび	生駒市中菜畑一 ー四ー五ー三	生活支援セ ンターあけ び	生駒市さつき 台二ー六ー一	短期入所	平成二十 六年八月 一日
特定非営利 活動法人永 弘福祉会	北葛城郡河合町 大字穴闇一〇八 ー一	いちよう	北葛城郡河合 町大字穴闇一 〇八ー一	就労移行支 援（一般型 ） 就労継続支 援B型	平成二十 六年八月 一日
株式会社S T R A W H A T	御所市大字東松 本六三ー二三	コミュニテ ィーケアセ ンターぽか ぽか	御所市大広町 一八〇 谷川 ビル一階	地域定着支 援	平成二十 六年八月 一日